

一般財団法人ベターリビング CASBEE 評価認証業務約款

(総則)

第1条 申請者（以下「甲」という。）と一般財団法人ベターリビング（以下「乙」という。）は、財団法人建築環境・省エネルギー機構が定める CASBEE 評価認証機関認定制度要綱（以下「要綱」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）を遵守し、一般財団法人ベターリビング CASBEE 評価認証業務規程（以下「規程」という。）及びこの約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(認証の対象)

第2条 乙が行う CASBEE 評価認証（以下「認証」という。）の対象は、規則第1条第二号に規定する戸建て住宅を除く建築物で、延べ面積が 300 m²以上のものとする。

(認証の申請)

第3条 甲は、乙に対し、CASBEE 建築評価認証申請書（CCF-01）及び次に掲げる審査に係る図書を正本1部及び副本2部を乙に提出するものとする。

- 一 申請に係る建築物の全体概要を示す資料
- 二 環境配慮設計の基本コンセプト
- 三 CASBEE 評価シート
- 四 申請チェックリスト
- 五 評価の根拠を示す資料
- 六 その他認証を行うために必要とする書類

2 認証の変更を行う場合は、甲は、乙に対し、変更評価認証申請書（CCF-02）及び審査に係る図書を正本1部及び副本2部を乙に提出するものとする。

3 審査に係る図書の作成は、財団法人建築環境・省エネルギー機構が定める CASBEE 評価員登録制度要綱に基づく評価員によるものとする。

(認証申請の引受け及び契約)

第4条 乙は、前条の認証の申請又は認証の変更の申請があったときは、次の事項を確認してこれを引き受ける。

- 一 申請に係る建築物が、第2条に定める建築物であること。

- 二 審査に係る図書に形式上の不備がないこと。
 - 三 審査に係る図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - 四 審査に係る図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 乙は、前項の規定において同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求め、甲がその求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、審査に係る図書を返還する。
- 3 第1項により申請書を引き受けた場合、乙は、甲に引受承諾書（CCF-03）を発行し、契約を締結するものとする。
- 4 甲が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の認証手数料を納入しない場合には、乙は、前項の契約を解除し、第1項の引受けを取り消すことができるものとする。

(認証の実施)

- 第5条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、要綱、規則及び別に定める審査マニュアルに従い、認証を行う。
- 2 甲は、乙の求めに応じ、認証のために必要な情報を乙に遅滞なく提供するとともに、必要がある場合、ヒアリングを受けるものとする。
- 3 乙は、申請に係る建築物が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、甲に対してその旨を告げ、是正を求めるとともに、必要に応じて認証を一時中断する。
- 4 前項の規定により認証の業務を中断した場合においては、乙は、その是正が図られるまでの間、認証の業務を再開しないものとする。
- 5 乙は、認証に係る提出図書に記載内容に虚偽があると認められた場合、認証を行うことができない旨及びその理由を甲に告げ、是正を求めるものとする。
- 6 申請書又は審査に係る図書に不備があるときは、乙は、甲に対してその旨を告げ、是正を求めるものとする。この場合、甲は速やかに当該書類の修正を行い、乙に提出する。

(審査に係る図書の変更)

- 第6条 甲は、評価認証書の交付前に申請に係る建築物の計画を変更した場合においては、速やかに乙に変更部分の評価認証申請内容変更申告書（CCF-05）を提出することとし、かつ変更が軽微であることが認められる場合を除き認証の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとする。この場合、元の認証に係る契約は解除されたものとする。

(認証の申請の取り下げ)

- 第7条 甲は、評価認証書の交付前に認証の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書（CCF-04）を乙に提出するものとする。

- 2 前項の場合、乙は、認証を中止し、審査に係る図書を申請者に返却する。
- 3 第1項の申請の取り下げが行われ場合、この契約は解除されたものとする。

(評価認証書の交付)

- 第8条 乙は、認証の審査が終了した場合、速やかに甲に評価認証書を交付する。
- 2 乙は、第14条第1項各号により、契約を解除し、評価認証書を交付しない場合、甲にその旨を書面（CCF-06）により通知する。

(認証業務期日)

- 第9条 乙の業務完了期日は、引受承諾書に定められた日とする。
- 2 乙は、業務完了期日までに、評価認証書を交付し、又は評価認証書を交付できない旨を通知するものとする。
 - 3 乙は、甲の協力が得られないとき、第三者の妨害、天災その他乙の責に帰すことのできない事由により業務完了期日までに業務を完了することができない場合、甲乙協議の上、業務完了期日を変更することができる。
 - 4 乙は、甲が理由を明示した書面をもって業務完了期日の延期を申し出、かつ乙がその理由を妥当と認める場合、その延長を行うことができる。
 - 5 第3項及び前項により業務完了期日を延長する場合、必要事項について甲乙協議して定めるものとする。

(認証手数料)

- 第10条 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に記載された額の認証手数料を、次項に規定する日（以下「納入期日」という。）までに乙の指定する銀行口座への振込送金により納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、甲乙協議の上、別の方法によることができる。
- 2 甲の認証手数料の納入期日は、請求書に定められた日とする。
 - 3 認証手数料の納入に要する費用は、甲の負担とする。

(認証の表示及び公表)

- 第11条 甲は、認証を受けた建築物、当該建築物に係る広告等に認証を受けた旨の表示及び説明を付することができる。
- 2 乙は、評価認証書を交付したときは、甲の同意を得て、その旨を公表することができる。
 - 3 乙は、甲に対して、認証の表示及び公表に関し、必要があると認める場合、調査を行うことができる。

(認証の有効期間)

第12条 認証の有効期間は、次の各号に掲げる建築物に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 CASBEE－新築の評価ツールで認証を受けた建築物 基本してから3年間
- 二 CASBEE－既存の評価ツールで認証を受けた建築物 評価認証書の交付を受けた日から5年間
- 三 CASBEE－改修の評価ツールで認証を受けた建築物 改修してから3年間
- 四 前三号以外の評価ツールで認証を受けた建築物 別に定める期間

(甲の解除権)

第13条 次の各号の一に該当するときは、甲は乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 乙が、行うべき認証の業務が業務完了期日から遅延し、又は遅延することが明らかである場合
- 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 三 その他乙に帰すべき事由がある場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、評価認証書が交付されるまでの間、乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をすることにより、この契約を解除することができる。
- 3 第1項に基づく契約解除の場合、甲が認証手数料を既に支払っているときはその支払済みの認証手数料の返還を乙に請求することができ、また、甲に損害が生じたときは、その賠償を乙に請求することができる。なお、この契約解除により乙に損害が生じても、甲はその損害賠償の責に任じないものとする。
- 4 第2項に基づく契約解除の場合、乙は認証手数料のうち業務の履行状況に応じて算定した額を違約金として請求でき、また、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第14条 次の各号の一に該当するときは、乙は甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 甲が第5条第2項に定める責務を怠る等乙の業務の履行に必要な協力をしない場合
- 二 甲が書面をもって申し出た業務完了期日の延長の理由について、乙が正当でないと認める場合
- 三 甲が、正当な理由なく、納入期日までに認証手数料を納入しない場合

四 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

五 その他甲に帰すべき事由がある場合

- 2 前項に基づく契約解除の場合、乙は認証手数料のうち業務の履行状況に応じて算定した額を違約金として請求でき、また、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。なお、この契約解除により甲に損害が生じても、乙はその損害賠償の責に任じないものとする。

(認証の範囲等)

第15条 この契約は、認証を受けた建築物が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないものとする。

2 この契約は、認証を受けた建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないものとする。

3 審査に係る図書に虚偽があったことが評価認証書の交付後に発覚した場合、当該認証の結果について責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第16条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成20年2月4日より施行する。

(附則)

改訂後の約款は、平成22年12月28日から施行する。

(附則)

改訂後の約款は、平成23年12月1日から施行する。